

佐渡市立相川中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念等について

(1) 基本理念（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行わなければならない。

また、いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為があることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての生徒がいじめは決して許されないことを十分に理解できるようにする。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携していじめの問題の克服に取り組む。

(2) いじめの定義（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）において、

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、「いじめ」の捉えは、「本人の被害感」を重視している。「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」と捉える。たとえ、傷付ける意図がなくても、相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性はある」として、対応する。その対応は、一律ではなく、状況に応じて違う。そのため、学校と保護者の協力が必要である。

また、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」において、新たに「いじめ類似行為」が加えられた。

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、「いじめ類似行為」とは、例えば、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合、「いじめ」と同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った生徒に対して、学校は指導をします。なお、まだ「いじめ」に気付いていない生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

「新潟県いじめ等の対策に関する条例第7条」において、

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童生徒へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとする。

以上の条文より、

- ・いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめの疑い発見後、適切かつ迅速に対処する。
- ・いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護すること、いじめを行ったとされる生徒へ適切な指導等、学校として組織的に行う。
- ・いじめ問題を克服することを目指し、家庭や地域その他関係機関と連携して行う。

(4) 保護者の責務

「新潟県いじめ等の対策に関する条例第8条」において、

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめ等を行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、その保護をする児童生徒が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

以上の条文より、

- ・保護者は、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解する。特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であること（デジタルタトゥー）の怖さを十分に理解しなければならない。
- ・保護者はいじめから子供を守るために、加害・被害問わず、学校と協力して事案の解決に取り組まなければならない。

(5) 児童生徒の役割

「新潟県いじめ等の対策に関する条例第9条」において、

児童生徒は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童生徒は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

以上の条文より、

- ・生徒は、自分のことを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重すること。
- ・インターネットを通じて送信される情報がどのようなものなのか理解を深めること。
- ・いじめ等をしているところを見たり、「ひょっとするといじめかもしれない」と思ったりしたときは、見過ごさないで先生や保護者などに相談すること。

2 いじめ対策委員会の設置について

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育・同和教育担当、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員、主任児童委員

(2) 役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・「相川中いじめ防止基本方針」に基づく具体的な計画の作成、取組の実行、検証、修正
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、情報収集や記録、共有
- ・いじめに対する情報（疑われる情報も含む。）の調査、迅速な情報共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の決定、保護者との連携といった、組織的に実施するための中核となる組織

(3) 委員会の運営

- ・年間3回の定例会をもつ。
- ・緊急の場合には臨時会を設ける。

3 いじめの未然防止について

(1) いじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑥のようないじめ問題についての職員研修や全校朝会等において基本的な認識をもたせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

- (2) 「自己有用感」や「自己肯定感」を育む取組（授業や行事、体験活動等）を進め、生徒に寄り添った温かい声かけをする。
- (3) 生徒が課題に集中して取り組むことができるように、授業のユニバーサルデザイン化を図る。また、すべての生徒が参加・活躍できる分かる授業づくりを進める。
- (4) 「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとした、生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進める。生活規律の徹底、主体的に取り組む態度、ストレスに対処できる自尊感情の向上、互いを認め合う人間関係の構築を推進する。
- (5) 生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。道徳教育や生徒会活動の充実を図り、「いじめを許さない」「いじめをしない、させない、見逃さない」気持ちや態度を育成する。
- (6) 人権問題について、正しい知識と理解を共有し、「差別や偏見を許さない」という態度を育成する。
- (7) インターネットを通じたいじめ問題に対処するために、「情報リテラシー」「情報モラル」の育成を図る。「学校ネットパトロール」の取組等、関係機関等と連携を図る。

4 いじめの早期発見について

- (1) 生徒の丁寧な見取り
 - ・朝学活・授業・終学活までの、学校生活の生徒の様子を把握
 - ・毎朝提出する「生活ノート」による生徒の样子の把握
 - ・休み時間や放課後活動など、生徒たちと一緒に過ごす機会を確保し、生徒の様子を把握
- (2) 各種アンケート等による情報収集
 - ・「週の振り返り」による生徒調査（週1回）
 - ・「心の健康チェック」による生徒調査（月1回）
 - ・「学校生活アンケート」による生徒調査（年2回）
 - ・「Q-U検査」による生徒調査（年2回）
- (3) 生徒指導部会
 - ・毎週1回、生徒指導部員による情報交換と協議
 - ・学年主任（学年生徒指導）及び資料を通して、問題の状況や取組、指示事項を全職員で共通理解する
- (4) 教育相談
 - ・年3回（5月、10月、1月）教育相談週間を設定し、生徒一人一人個別の面談を実施
- (5) 家庭との情報交換
 - ・保護者との丁寧な連絡・連携・協力依頼の推進
 - ・「子どもとともに、1・2・3運動」
欠席が続いた場合、要因にいじめの可能性もあることも想定して対応する。
 - ・PTA保護者会等での情報収集

5 いじめを認知した場合の対応について

以下の①～⑦等の行為を認知した場合に、次の対応を組織的に進めていく。

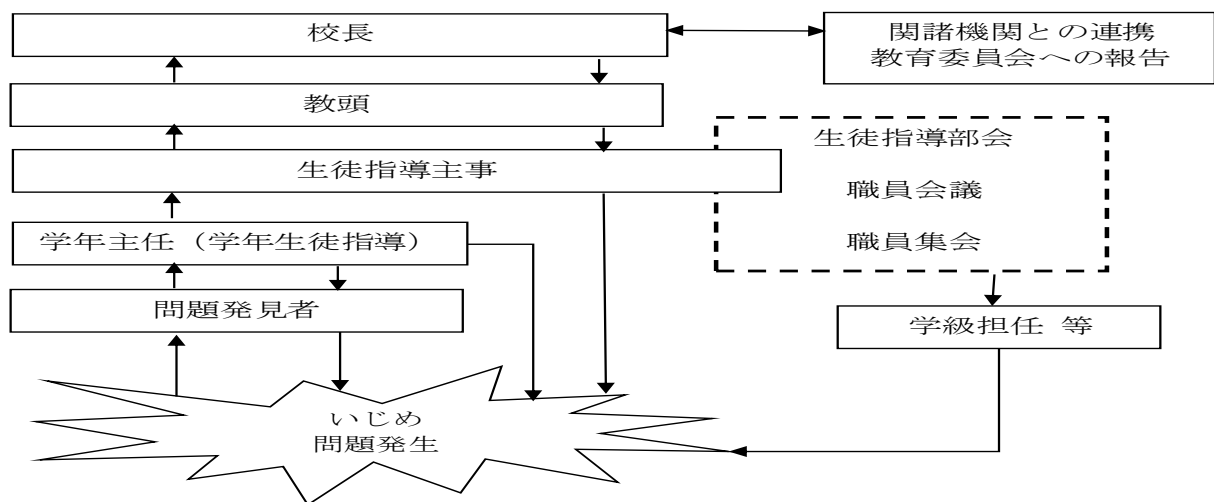
<具体的ないじめの態様>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ② 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ③ わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を見た場合は、その場ですぐに止めさせる。複数の職

員で当事者及び傍観していた生徒から状況の確認を行う。発見者（事情を確認した職員）は、内容を問わず該当学年主任に報告する。

- (2) 当該生徒及び保護者、他の生徒、地域、関係機関等からいじめの訴え（いじめと疑われる行為の報告）を確認した者は、その日のうちに該当学年主任に報告する。
- (3) (1) (2) の報告を受けた当該学年部職員は、すぐに生徒指導主事・管理職に報告する。管理職は、「いじめ対策委員会」を招集し、対応の方法を協議する。
- (4) 正確な事実関係を把握するための体制を確立する。手順・役割分担・聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認し、関係者を個別に同時進行で事情確認をする。
- (5) 教頭は、その日のうちに、市教育委員会へ事実を報告し、対応について指導を受ける。
- (6) 被害生徒を守る立場に立ち、その日のうちに「いじめ対策委員会」の対応について、被害生徒とその保護者と相談し、意向を尊重しながら慎重に対応する。
- (7) 必要に応じて、市教委の指導の下、佐渡警察署と連携して対応する。
- (8) 対応については、全教職員へ周知する。
- (9) 指導等は必ず複数で当たり、加害生徒及び傍観していた生徒については、いかなる理由があろうと「いじめ」は許されない行為であることを理解させ、被害者へ謝罪する心情になるまで根気強く指導する。ただし、謝罪の場を設けるかどうか、どのように行うかは被害者の状況（意向）を十分に配慮する。
- (10) 被害生徒及びその保護者に対して
 - ・心のケアや登下校・休み時間等の見守りを継続する。
 - ・指導後も保護者に経過等を定期的に報告する。
- (11) 加害生徒及びその保護者に対して
 - ・いじめを行った動機や気持ちにしっかりと目を向けさせ、いかなる理由があろうと「いじめ」は許されない行為であることを理解させる。また、相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善について深く考えさせる。
 - ・加害生徒の心にも別要因のストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、加害生徒が前向きに生活していけるよう指導する。
 - ・指導後も保護者に経過等を定期的に報告する。
- (12) 「傍観」生徒・「観衆」生徒に対して
 - ・いじめは「観衆」によって加速し、「傍観」者によって深刻化することを指導する。
 - ・全教育活動を通して、思いやりの心の育成を目指す。
- (13) 再発防止に向けて、必要に応じてPTA 役員の協力を得て、学年または学級 PTA を開催したり、たより等で現状を報告したりする。
- (14) 教頭は、(6)～(12) 及びその後の状況について、市教育委員会へ細かく報告し、指導を受ける。



6 インターネットを通じて行われるいじめ等の対策について

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。
- (2) 「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (3) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて教育委員会、佐渡警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (4) 情報モラル教育を進め、情報モラルを含む「情報活用能力」を育成するため、「社会」「技術・家庭（技術分野）」「特別の教科 道徳」等において必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、入学説明会や「携帯・スマホ教室」等の機会を設定し、外部機関等と連携して、生徒・保護者の情報社会の危険性と情報モラルについての知識・理解を深めさせる。

7 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ・「いじめ防止対策推進法第28条」に規定されている「重大事態」とは、具体的に以下のような場合を指す。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 生徒が自殺を企図した場合 | <input type="checkbox"/> 心身に重大な傷害を負った場合 |
| <input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合 等 |

- ・いじめにより「相当の期間学校を欠席する」場合の相当の期間とは年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。さらに生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものととして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の対応について

- ① 重大事態が発生した旨を佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 佐渡市教育委員会と協議の上、当該事実に対処する特別組織（専門家を含む）を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 評価と改善

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの防止に関する取組について
- (2) いじめの早期発見・即時対応に関する取組について

附 則

平成26年	3月	5日	策 定
平成26年	11月	27日	改 訂
平成31年	4月	1日	改 訂
令和 2年	4月	1日	改 訂
令和 3年	4月	1日	改 訂